

緊急事態宣言の延長に伴う対応について

国から新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が延長され、福岡県の通達により、当公園においても緊急事態措置を下記のとおり延長することとなりました。

記

1. 期間 5月12日(水)～6月20日(日)

2. 利用中止となる施設

- ・ 体育館
- ・ 多目的広場
- ・ 球技場(人工芝)
- ・ テニスコート
- ・ スケートボード場
- ・ ドッグラン
- ・ バーベキュー広場
- ・ 芝生広場でのイベント(催事)

以上

ご不明な点等ございましたら、筑後広域公園管理事務所
(TEL 0942-53-4600)までお問い合わせください。